

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年7月1日 |
| 【会社名】 | 株式会社大谷工業 |
| 【英訳名】 | OTANI KOGYO CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 芝 崎 安 宏 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都品川区西五反田7丁目22番17号 |
| 【電話番号】 | (03)3494-3731(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理グループマネージャー 阿 部 昇 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都品川区西五反田7丁目22番17号 |
| 【電話番号】 | (03)3494-3731(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理グループマネージャー 阿 部 昇 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

平成26年6月26日開催の当社第75期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき2円50銭 総額21,982,475円

剰余金の配当が効力を生ずる日

平成26年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の今後の事業拡大に備え事業内容の多様化に対応できるよう、事業目的の追加を行うものであります。

会社法第165条第2項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己の株式の取得が認められているので、機動的な資本政策等を遂行できるように、自己株式の取得の規定を新設するものであります。

株主総会の決議を機動的に行うことができるよう、株主総会の特別決議の定足数を緩和する旨の規定を新設するものであります。

会社法第362条第3項の規定に定められている要件を明確にするため、代表取締役の選定に関する規定を新設し、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役を辞任した奈迫龍正氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成 (個) | 反対 (個) | 棄権 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|-------|-----------|-----------|-----------|------|----------------|
| 第1号議案 | 8,039 | 5 | - | (注)1 | 可決 97.53 |
| 第2号議案 | 8,030 | 14 | - | (注)2 | 可決 97.42 |
| 第3号議案 | 8,035 | 9 | - | (注)1 | 可決 97.48 |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上